

平成 28 年熊本地震による災害に伴う基幹統計調査における措置

各府省等が所管している基幹統計調査のうち、平成28年4月14日から平成29年3月31日までの間に調査期間が設定されている調査について、平成28年熊本地震による災害に伴う措置状況は、以下のとおり（平成28年8月10日現在）。

<概要>

（単位は調査）

対応状況		措置内容（注1）		各府省内訳（注2）	
措置（予定）あり	6	調査対象地域から除外	3	総務省	2
		調査票の送付・提出期限の延長	3	文部科学省	2
		集計方法・公表時期の変更	1 (再掲)	厚生労働省	1
特になし	31	/		経済産業省	1
				国土交通省	1
				総務省	5
				財務省	2
				文部科学省	1
厚生労働省	5				
農林水産省	5				
経済産業省	6				
国土交通省	7				
計	37				

（注1）措置内容については、措置内容の各類型に複数該当する場合それぞれ計上しており、それらの合計は「措置（予定）あり」の合計と一致しない。

（注2）各府省内訳については、共管調査の場合共管する省にそれぞれ計上しており、それらの合計は「措置（予定）あり」の合計と一致しない。

<措置（予定）（類型別）>

区分 類 型	基幹統計調査名 (所管府省名)	調査 周期	措置のポイント
調査対象地域の除外（一部地域における調査の中止）	社会生活基本調査（総務省）	周期	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 熊本県に対し、実施調査区の通知を行い、調査区毎に実査可能性を確認し、実施不能な場合、代替調査区の選定を実施 ▶ 当初の実施調査区数の9割以上の調査区数を確保し調査を実施予定
	国民生活基礎調査（厚生労働省）	經常	▶ 熊本県を調査対象地域から除外
	自動車輸送統計調査（国土交通省）	經常	▶ 郵便配達困難地域を調査対象から除外。同一県内のその他地域の予備サンプルを補填
調査実施時期・調査票提出期限等の延期（注3）	経済センサス-活動調査（総務省、経済産業省）	周期	▶ 熊本県内16市町村（熊本市、菊池市、宇城市、阿蘇市、合志市、大津町、菊陽町、南小国町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町）について、調査期間の終期を10月末まで延長
	学校基本調査（文部科学省）	經常	▶ 熊本県の回答提出期限を6月25日から8月25日に延長
	学校保健統計調査（文部科学省）	經常	▶ 熊本県の回答提出期限を8月12日から9月12日に延長
集計・推計の方法や、公表時期・期日等の変更	学校基本調査（文部科学省）（再掲）	經常	▶ 速報では熊本県の初等中等教育機関の数値を含めずに公表。平成28年12月に公表予定の確報では、上記数値を含め公表予定

（注3）平成二十八年熊本地震による災害については、「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成28年政令第213号）により、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定され、平成28年4月14日を特定非常災害発生日とすること、特定非常災害特別措置法第4条に規定する「期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置」が適用されること、当該免責に係る期限は平成28年7月29日とすること等が定められた。ここでの「延期」は、7月29日を超えて調査票提出期限等の延期がされたものに限定した。